

気象警報の発表時の措置について

奈良県立奈良朱雀高等学校 全日制課程

大雨・洪水・暴風・大雪等の気象警報・特別警報が奈良県全域または奈良県北部の「北西部の市町村」に発表（その他の生徒の居住地域への発表も含む）されたときは次のような措置をとる。

1. 在宅中に「警報」が発表されたとき。

- ① 午前7時現在警報が発表されている場合は、登校の準備をした上で自宅待機とする。
- ② 午前8時までに警報が解除された場合は登校時刻を午前9時30分とする。
- ③ 午前8時までには警報が解除されなかったが、その後午前9時までに警報が解除された場合は登校時刻を午前10時30分とする。
- ④ 午前9時までには警報が解除されなかったが、その後午前10時までに警報が解除された場合は登校時刻を午前11時30分とする。
- ⑤ 午前10時を過ぎても、警報が解除されない場合は家庭学習とする。

※上記②～④の場合は、授業の開始時間は別途指示する。

2. 登校中に「警報」の発表を知ったとき。

- ・ 公の機関等で確認し、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校する。

3. 在校中に「警報」が発表されたとき。

- ・ 学校の指示に従って行動する。

4. その他

- ・ 気象警報発表地域が北部（北東部または五条・北部吉野）南部（南東部または南西部）のみの場合、北西部の生徒は登校する。
- ・ 警報解除後も交通途絶等によって正規の方法で登校できないとき、または、危険が予想されるときは家庭学習をすることを原則とする。この場合は、必ず学校に連絡すること。
- ・ 気象警報発表の措置は、各学校によって異なるので注意すること。

※大雨と洪水などの気象警報は市町村ごとに発表されます。ただし、テレビやラジオによる放送では、北西部・北東部の名称を用いて発表される場合があります。

5. 警報対象市町村は次のとおりである。

北 部	北 西 部	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市 御所市、生駒市、香芝市、葛城市 生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町） 磯城郡（川西町、三宅町、田原本町） 高市郡（高取町、明日香村） 北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）
	北 東 部	宇陀市、山辺郡（山添村）
	五條・ 北部吉野	五條市（大塔町を除く） 吉野郡（吉野町、大淀町、下市町）
南 部	南 東 部	宇陀郡（曾爾村、御杖村） 吉野郡（黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）
	南 西 部	五條市（大塔町に限る） 吉野郡（野迫川村、十津川村）

午前中授業および定期考査中の気象警報の発表時の措置について

- ① 午前7時00分までに警報が解除された場合は、定刻登校とする。
- ② 午前7時00分を過ぎても警報が解除されない場合は家庭学習とし、その日以降の日程を繰り下げる。